



資料編

1 アンケート結果からみえる現状

◎アンケートの概要

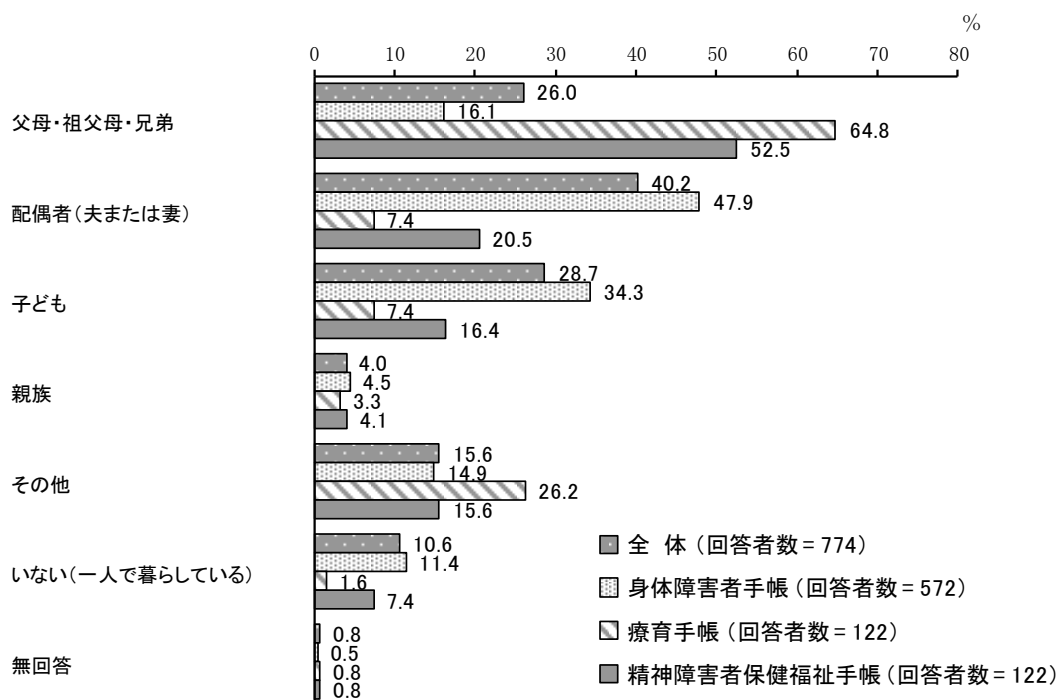
- 【調査期間】 令和2年9月2日 ~ 9月18日
- 【抽出方法】 各障害手帳所持者（児）及び障害者手帳を所持していない福祉サービス利用者（児）をその比率に応じ名簿より無作為抽出
- 【実施方法】 郵送による配付・回収
- 【調査票送付数】 1,500名
- 【調査票回収率】 774通（51.6%）

（1）日常生活、暮らしについて

① 家族構成

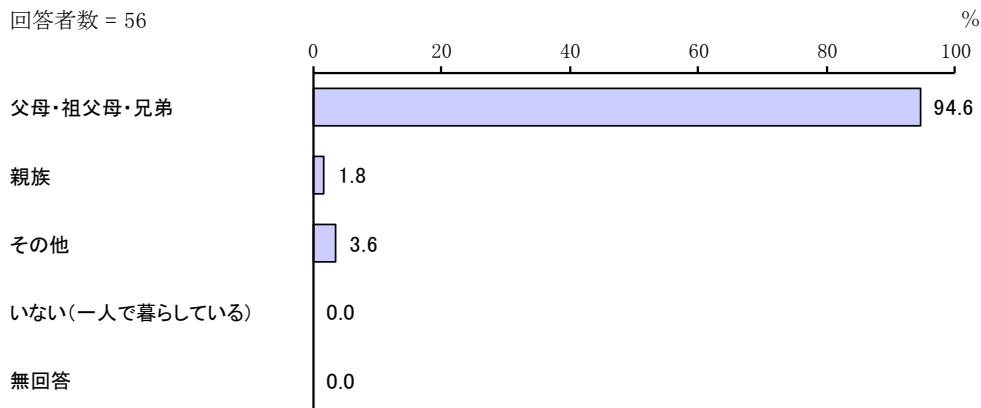
障がい者では、同居の世帯員は「配偶者（夫または妻）」の割合が40.2%と最も高く、次いで「子ども」の割合が28.7%、「父母・祖父母・兄弟」の割合が26.0%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「父母・祖父母・兄弟」の割合が高くなっています。



障がい児では、同居の世帯員は「父母・祖父母・兄弟」の割合が94.6%と最も高くなっています。

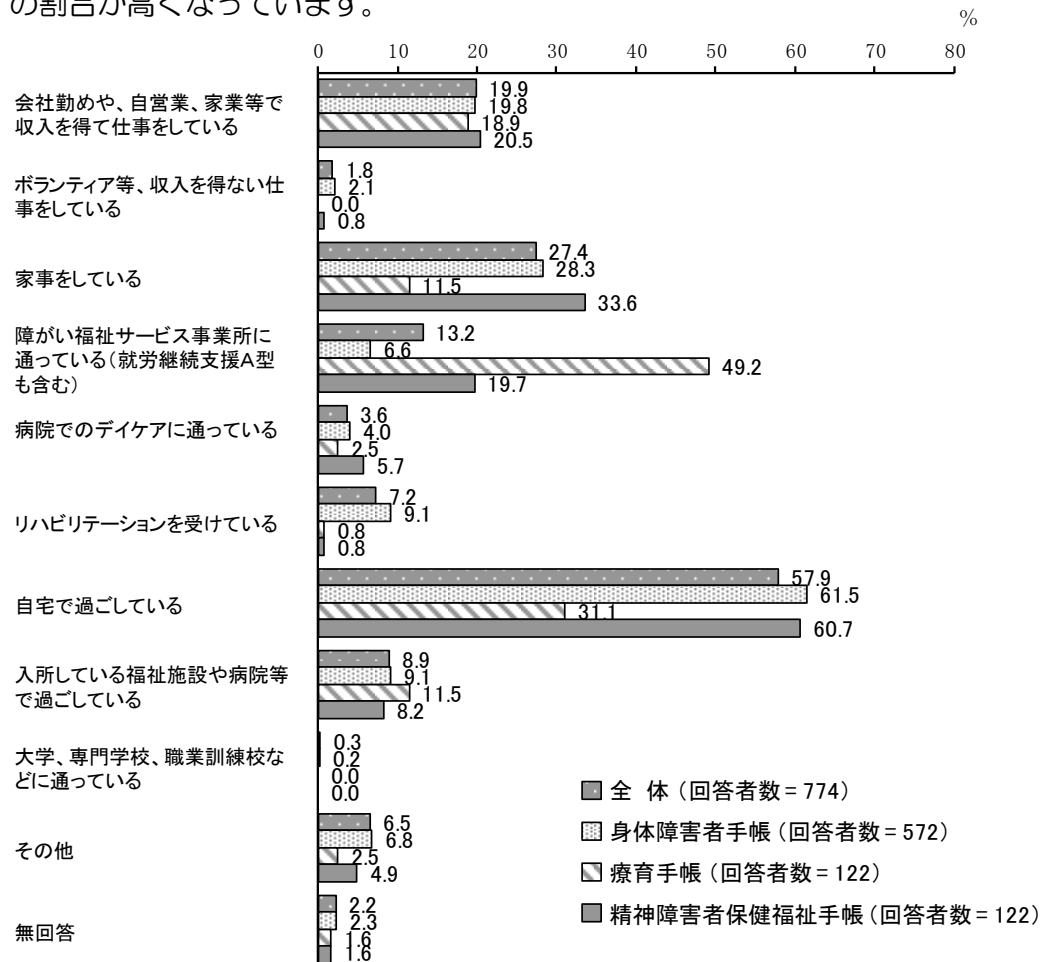
回答者数 = 56



② 平日の昼間の過ごし方

障がい者全体では、「自宅で過ごしている」の割合が57.9%と最も高く、次いで「家事をしている」の割合が27.4%、「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」の割合が19.9%となっています。

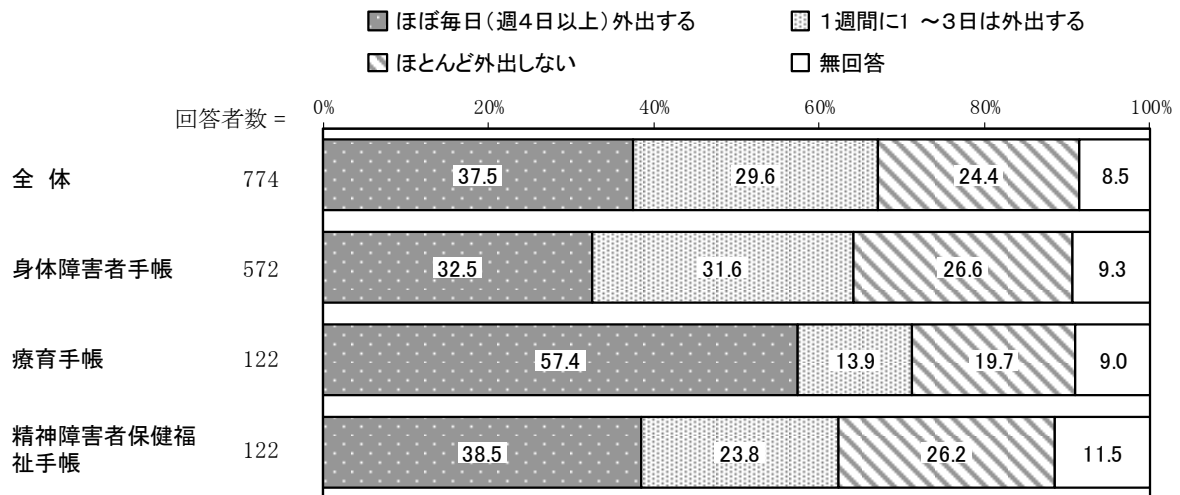
所持手帳別で見ると、全体的に「自宅で過ごしている」の割合が高くなっています。また、療育手帳で「障がい福祉サービス事業所に通っている(就労継続支援A型も含む)」の割合が高くなっています。



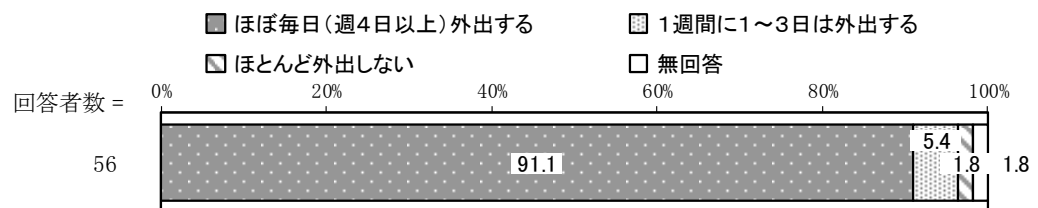
③ 外出の頻度

障がい者全体では、「ほぼ毎日（週4日以上）外出する」の割合が37.5%と最も高く、次いで「1週間に1～3日は外出する」の割合が29.6%、「ほとんど外出しない」の割合が24.4%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「ほぼ毎日（週4日以上）外出する」の割合が高くなっています。



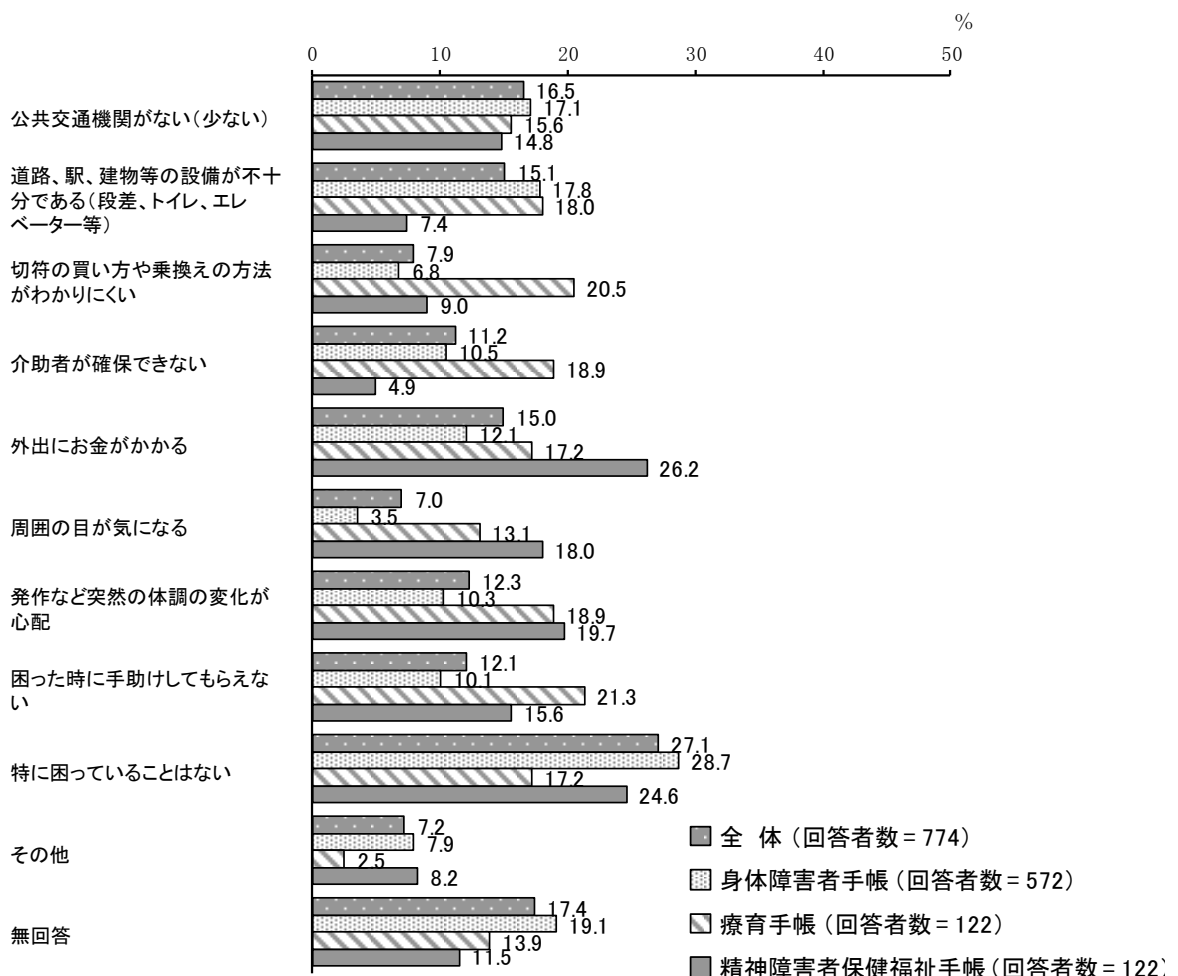
障がい児では、「ほぼ毎日（週4日以上）外出する」の割合が91.1%と最も高くなっています。



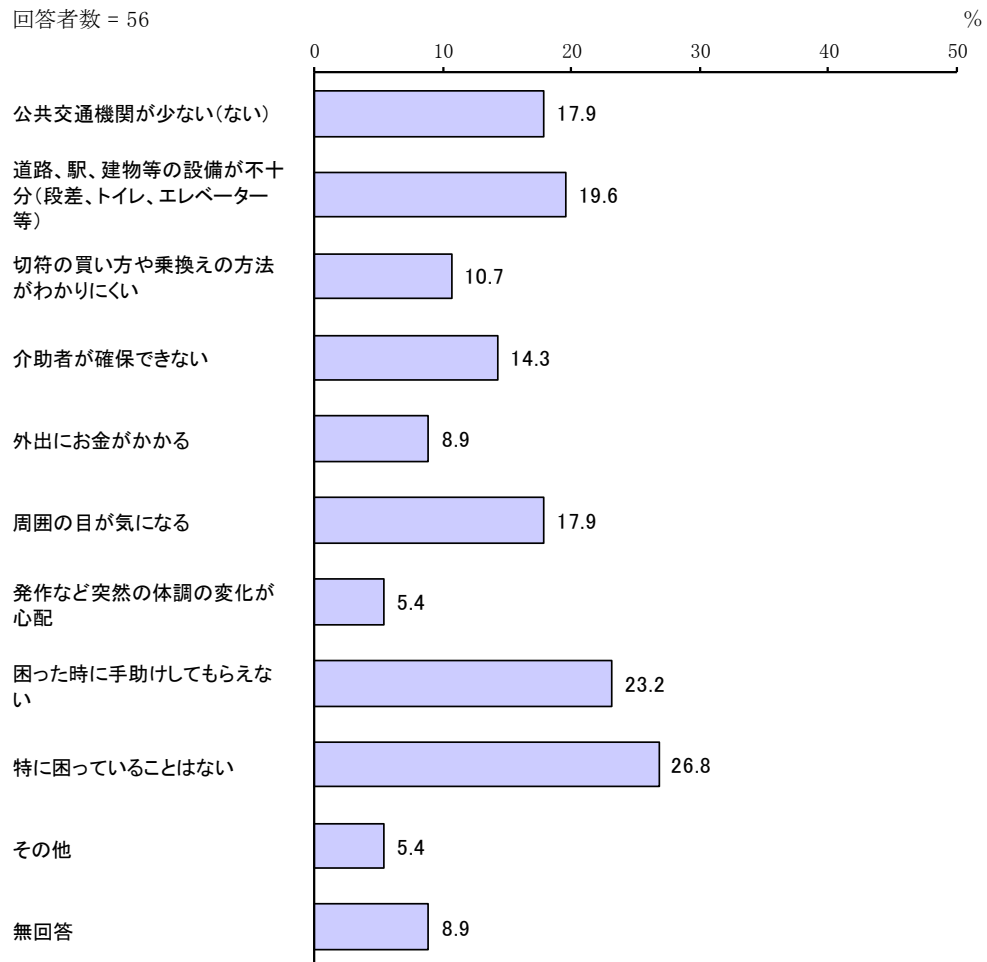
④ 外出の際に困ること

障がい者全体では、「特に困っていることはない」の割合が27.1%と最も高く、次いで「公共交通機関がない(少ない)」の割合が16.5%、「道路、駅、建物等の設備が不十分である(段差、トイレ、エレベーター等)」の割合が15.1%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳では「困った時に手助けしてもらえない」の割合が、精神障害者保健福祉手帳では「外出にお金がかかる」の割合が高くなっています。



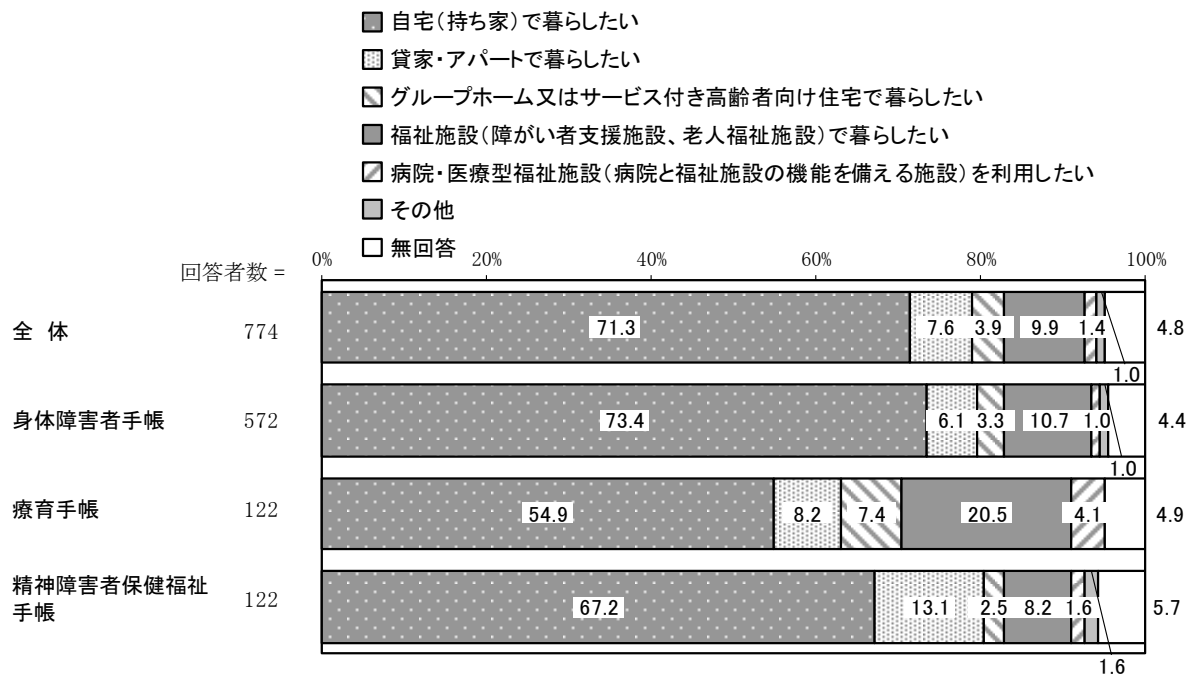
障がい児では、「特に困っていることはない」の割合が26.8%と最も高く、次いで「困った時に手助けしてもらえない」の割合が23.2%、「道路、駅、建物等の設備が不十分（段差、トイレ、エレベーター等）」の割合が19.6%となっています。



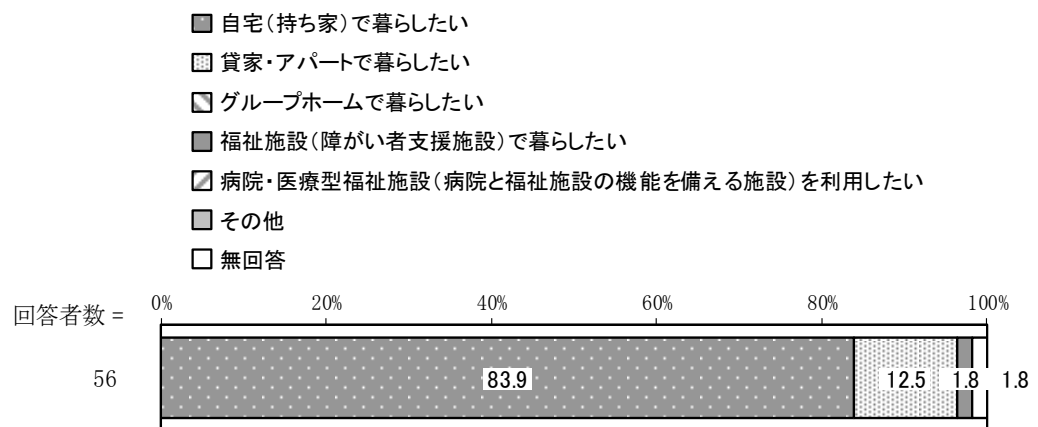
⑤ 将来に希望する暮らし方

障がい者全体では、「自宅（持ち家）で暮らしたい」の割合が71.3%と最も高くなっています。

所持手帳別でも、全体的に「自宅（持ち家）で暮らしたい」の割合が高くなっています。



障がい児では、「自宅（持ち家）で暮らしたい」の割合が83.9%と最も高く、次いで「貸家・アパートで暮らしたい」の割合が12.5%となっています。

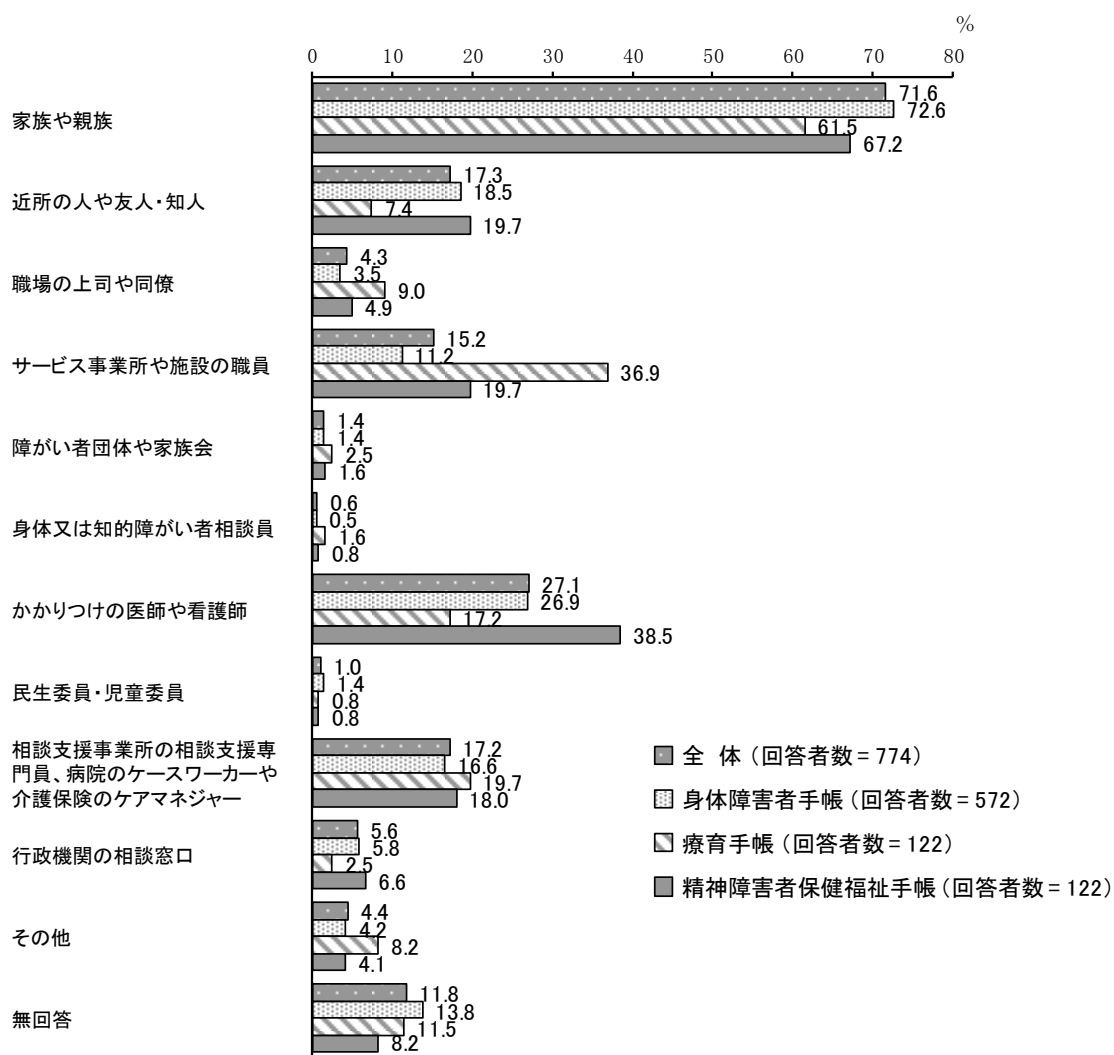


(2) 相談支援について

① 主な相談相手

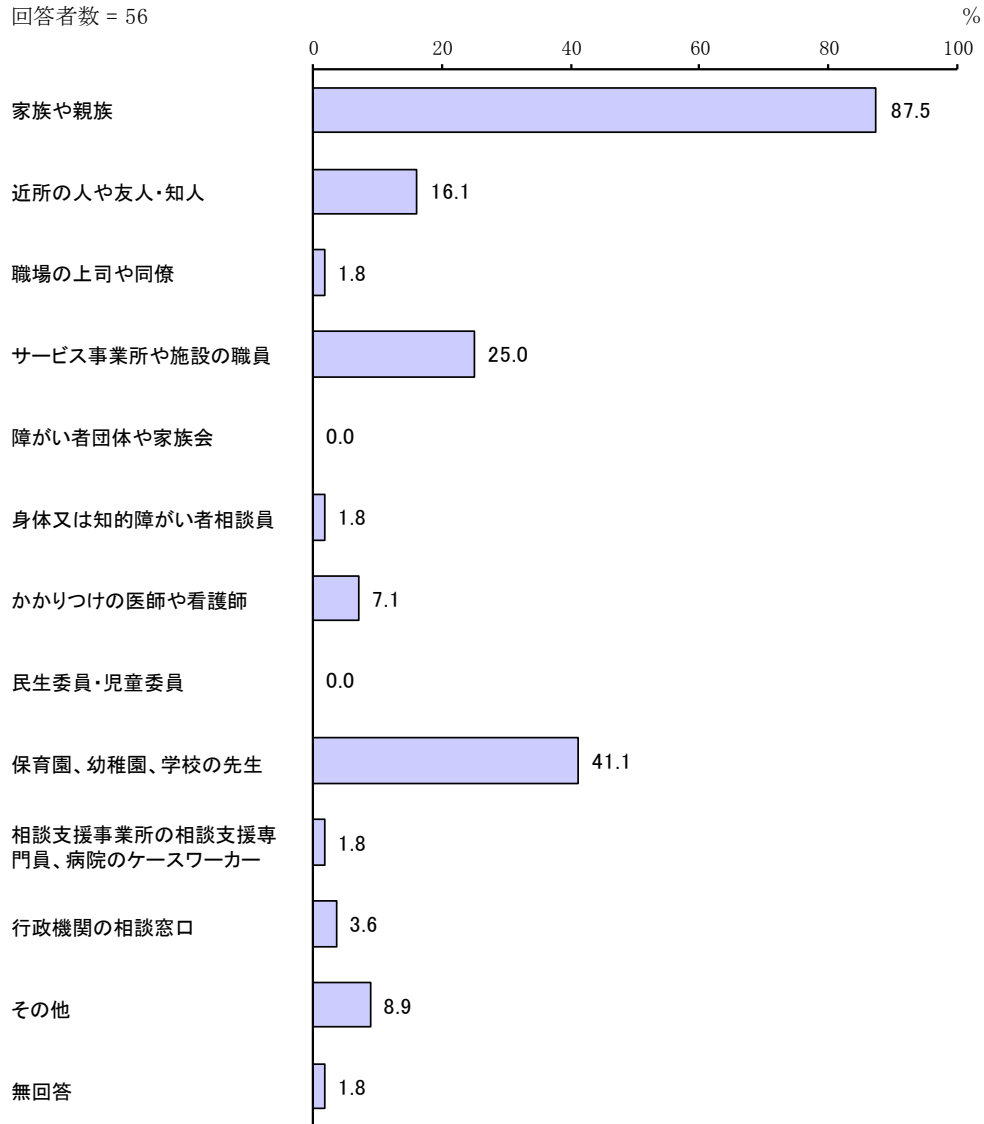
障がい者全体では、「家族や親族」の割合が71.6%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」の割合が27.1%、「近所の人や友人・知人」の割合が17.3%となっています。

所持手帳別でも、全体的に「家族や親族」の割合が高くなっています。



障がい児では、「家族や親族」の割合が87.5%と最も高く、次いで「保育園、幼稚園、学校の先生」の割合が41.1%、「サービス事業所や施設の職員」の割合が25.0%となっています。

回答者数 = 56

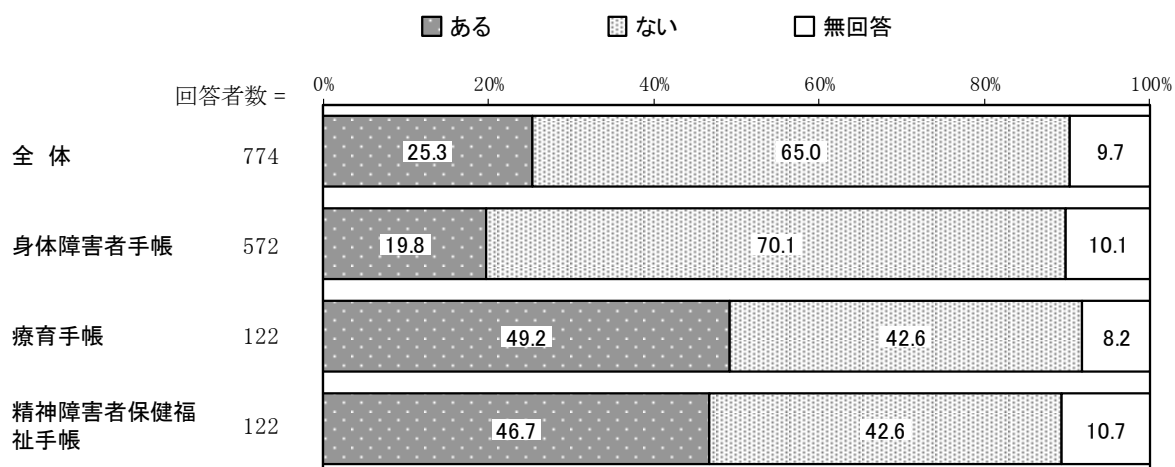


(3) 権利擁護について

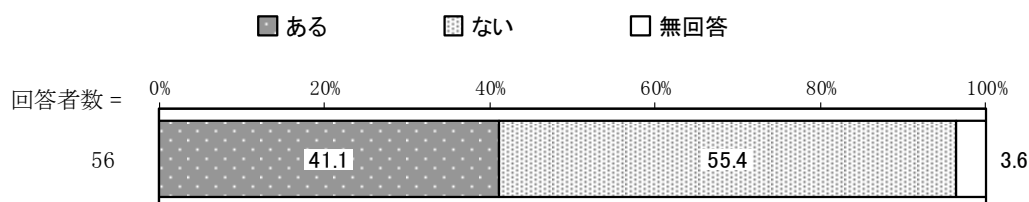
① 障がいのことでの差別や人権侵害

障がい者全体では、「ある」の割合が25.3%、「ない」の割合が65.0%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳で「ある」の割合が高くなっています。

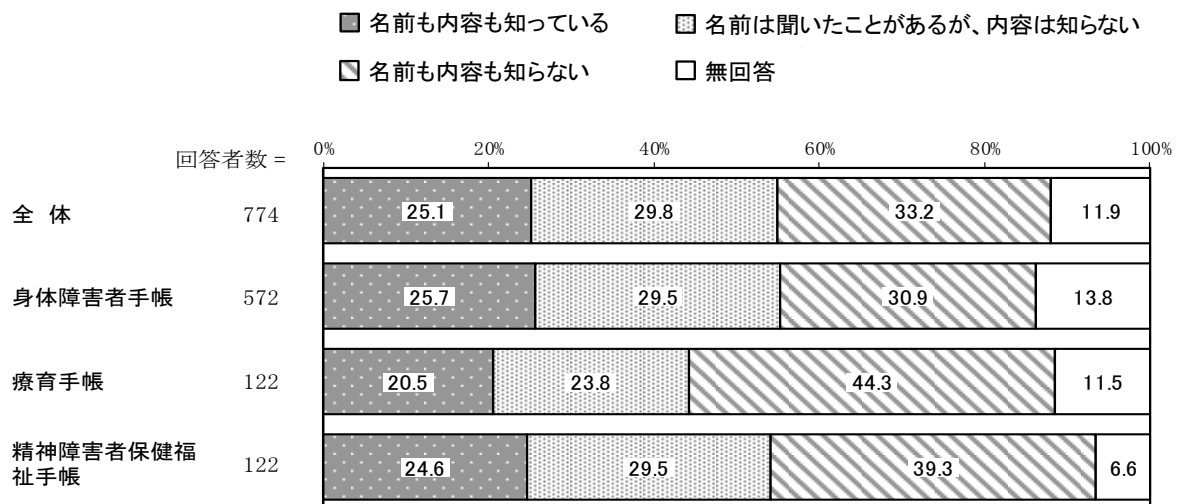


障がい児では、「ある」の割合が41.1%、「ない」の割合が55.4%となっています。

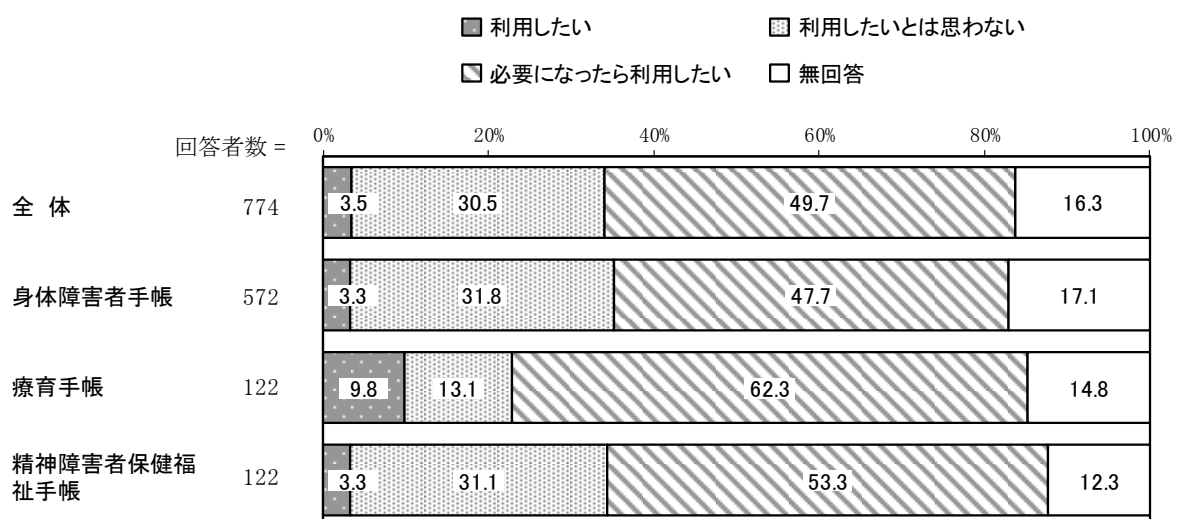


② 成年後見制度の認知度、利用意向

制度の認知度について、障がい者全体では、「名前も内容も知らない」の割合が33.2%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が29.8%、「名前も内容も知っている」の割合が25.1%となっています。

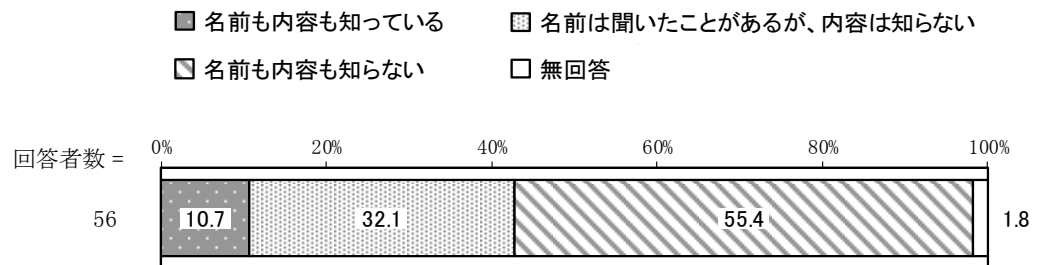


制度の利用意向について、障がい者全体では、成年後見制度を「必要になったら利用したい」の割合が49.7%と最も高く、次いで「利用したいとは思わない」の割合が30.5%となっています。

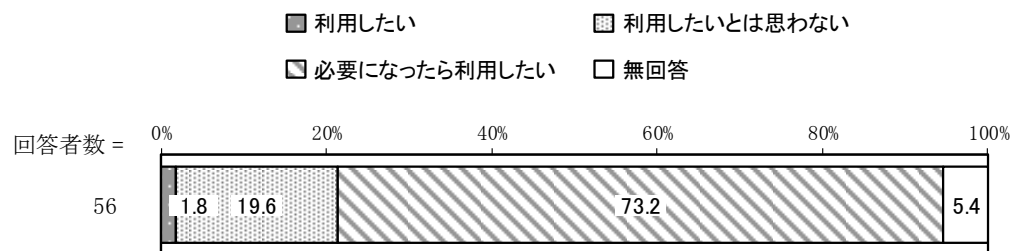


③ 未成年後見制度の認知度、利用意向

制度の認知度について、障がい児では、「名前も内容も知らない」の割合が55.4%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が32.1%、「名前も内容も知っている」の割合が10.7%となっています。



制度の利用意向について、障がい児では、未成年後見制度を「必要になったら利用したい」の割合が73.2%と最も高く、次いで「利用したいとは思わない」の割合が19.6%となっています。

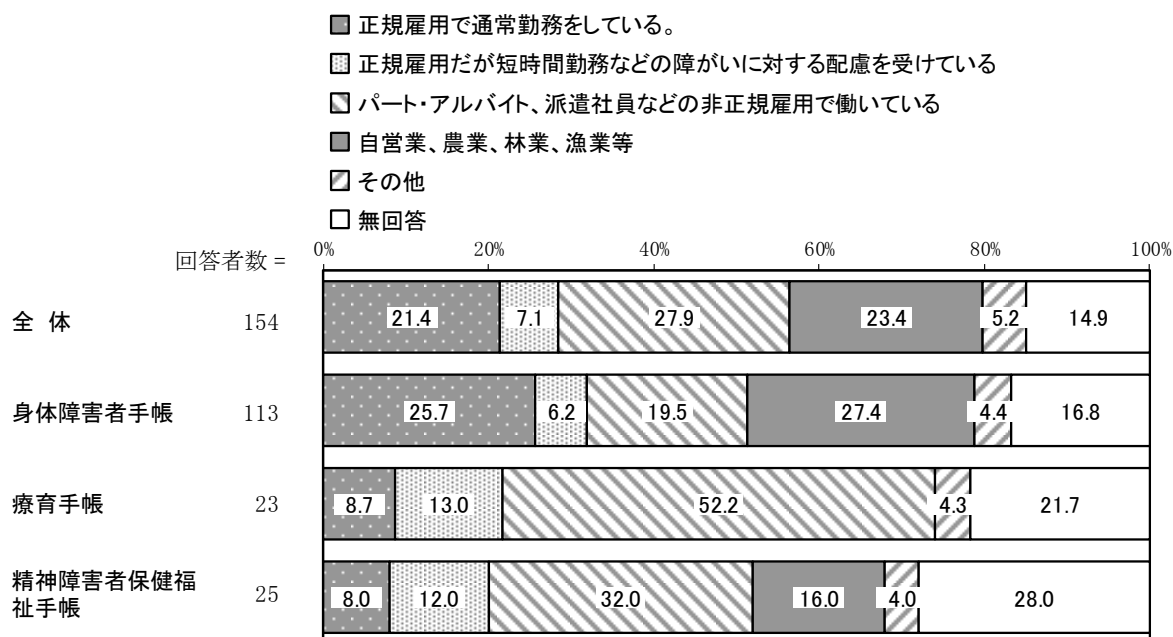


(4) 就労について

① 仕事の形態

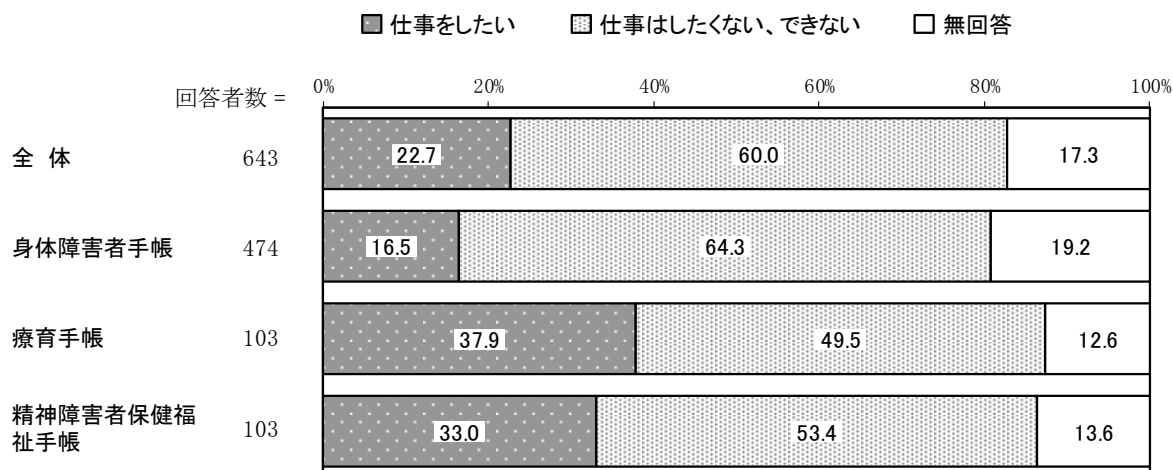
障がい者全体では、「パート・アルバイト、派遣社員などの非正規雇用で働いている」の割合が27.9%と最も高く、次いで「自営業、農業、林業、漁業等」の割合が23.4%、「正規雇用で通常勤務をしている。」の割合が21.4%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「パート・アルバイト、派遣社員などの非正規雇用で働いている」の割合が高くなっています。



② 今後の就労意向

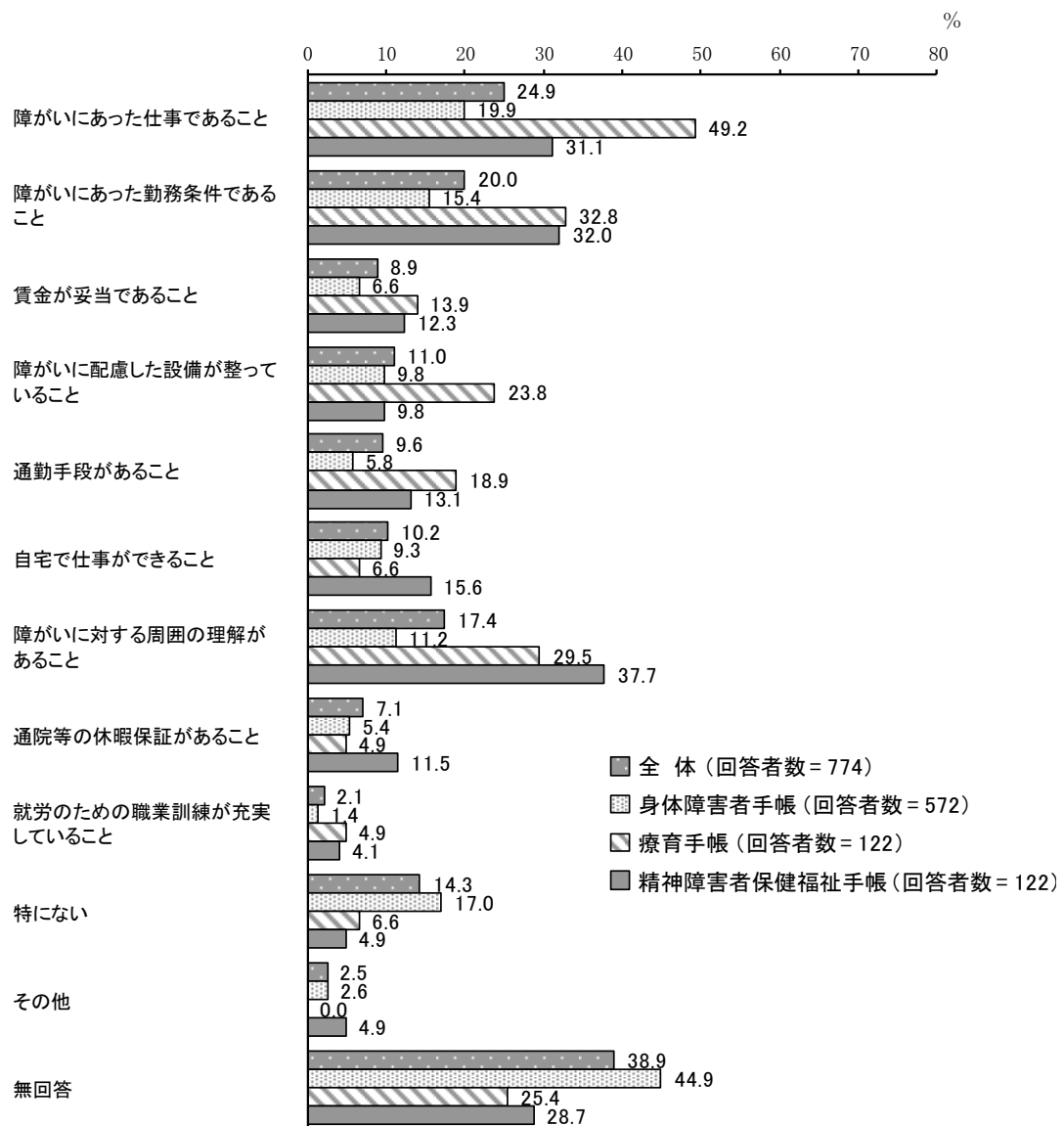
障がい者では、「仕事はしたくない、できない」の割合が60.0%、「仕事をしたい」の割合が22.7%となっています。



③ 就労に必要な支援

障がい者全体では、「障がいにあった仕事であること」の割合が24.9%と最も高く、次いで「障がいにあった勤務条件であること」の割合が20.0%、「障がいに対する周囲の理解があること」の割合が17.4%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳では「障がいにあった仕事であること」の割合が高く、精神障害者保健福祉手帳では「障がいに対する周囲の理解があること」の割合が高くなっています。

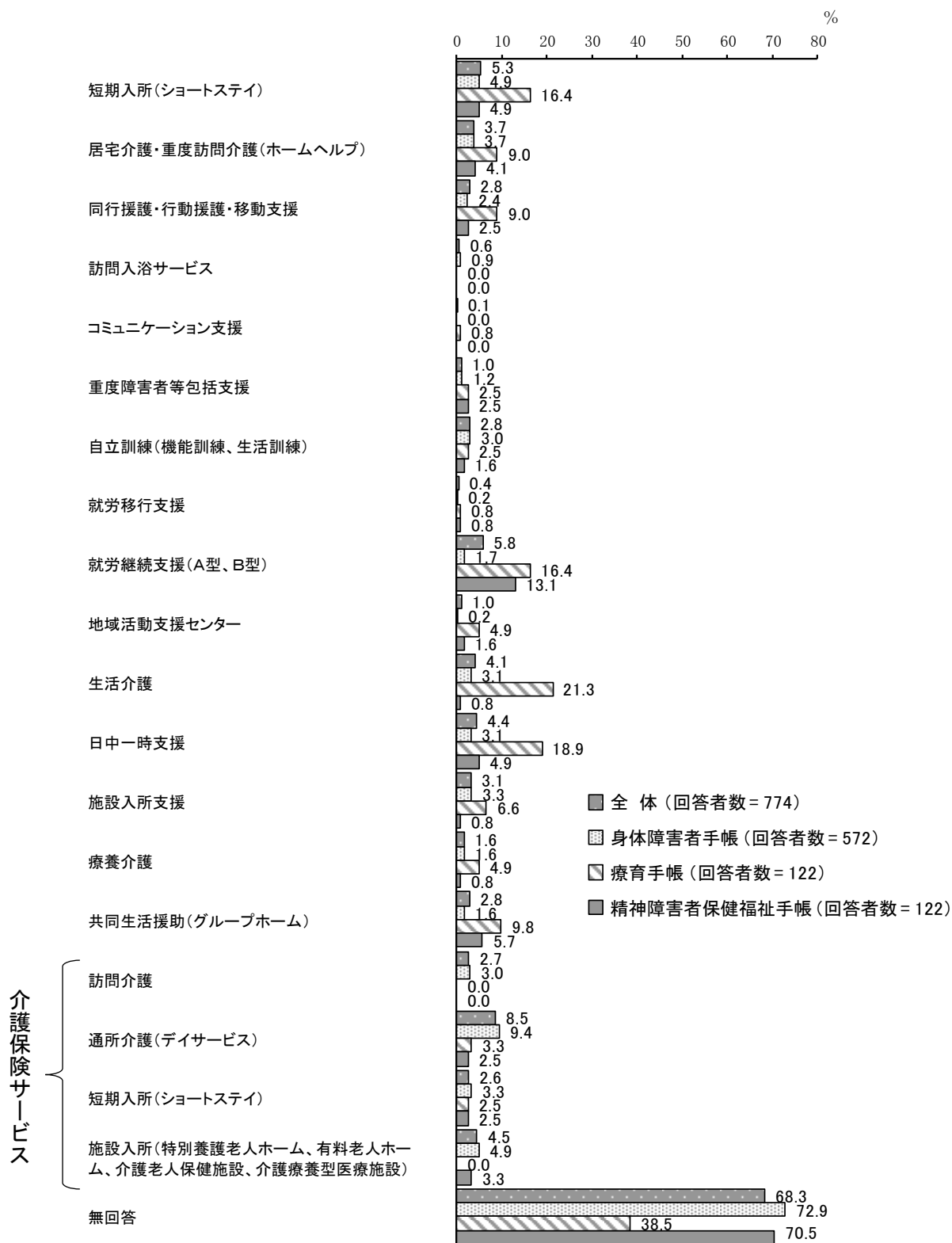


(5) 福祉サービスの利用状況、利用意向

① 福祉サービスの利用状況

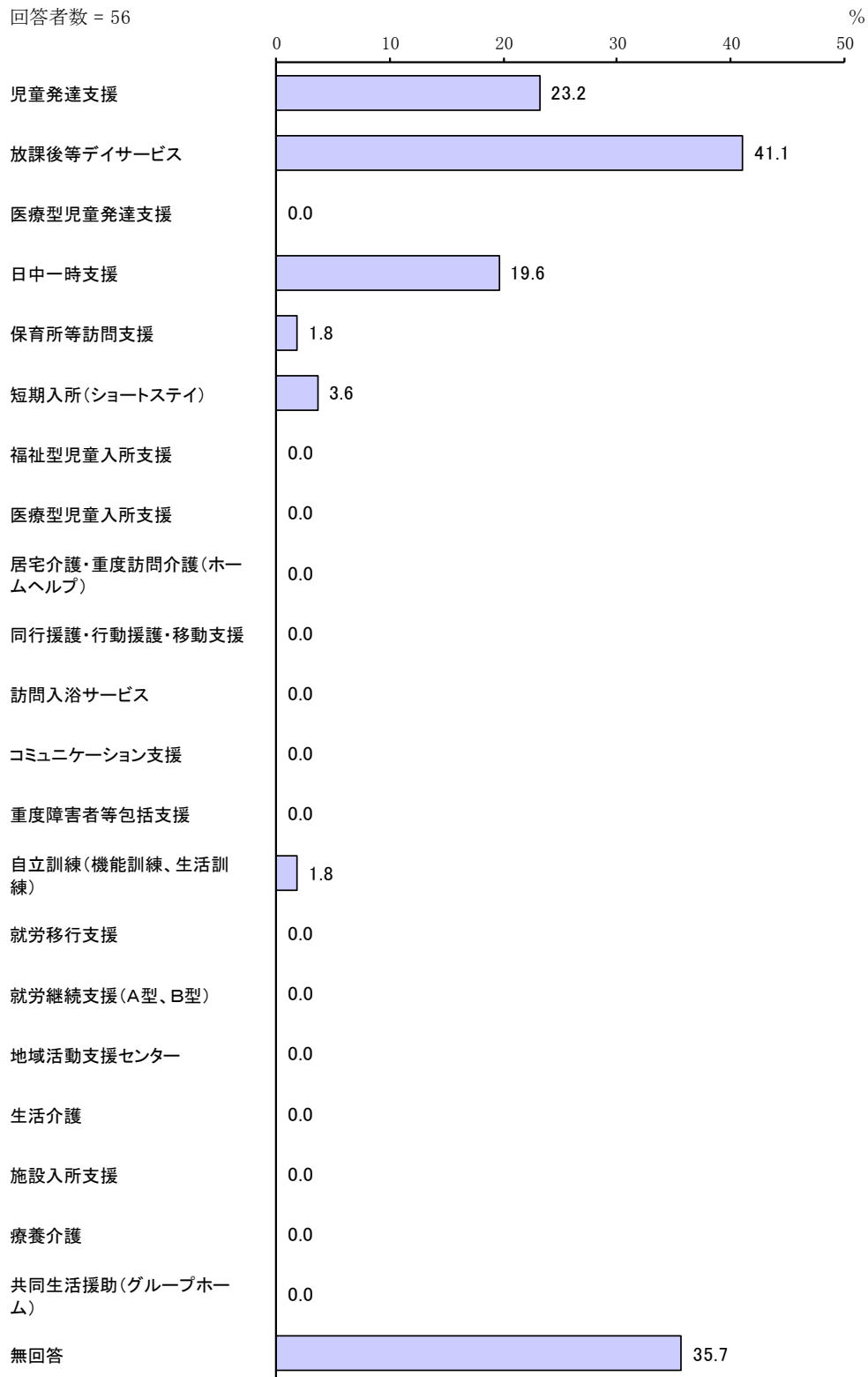
障がい者全体では、「通所介護（デイサービス）」（介護保険）の割合が8.5%と最も高くなっています。

所持手帳別でみると、療育手帳で「生活介護」の割合が21.3%と高くなっています。



障がい児では、「放課後等デイサービス」の割合が41.1%と最も高く、次いで「児童発達支援」の割合が23.2%、「日中一時支援」の割合が19.6%となっています。

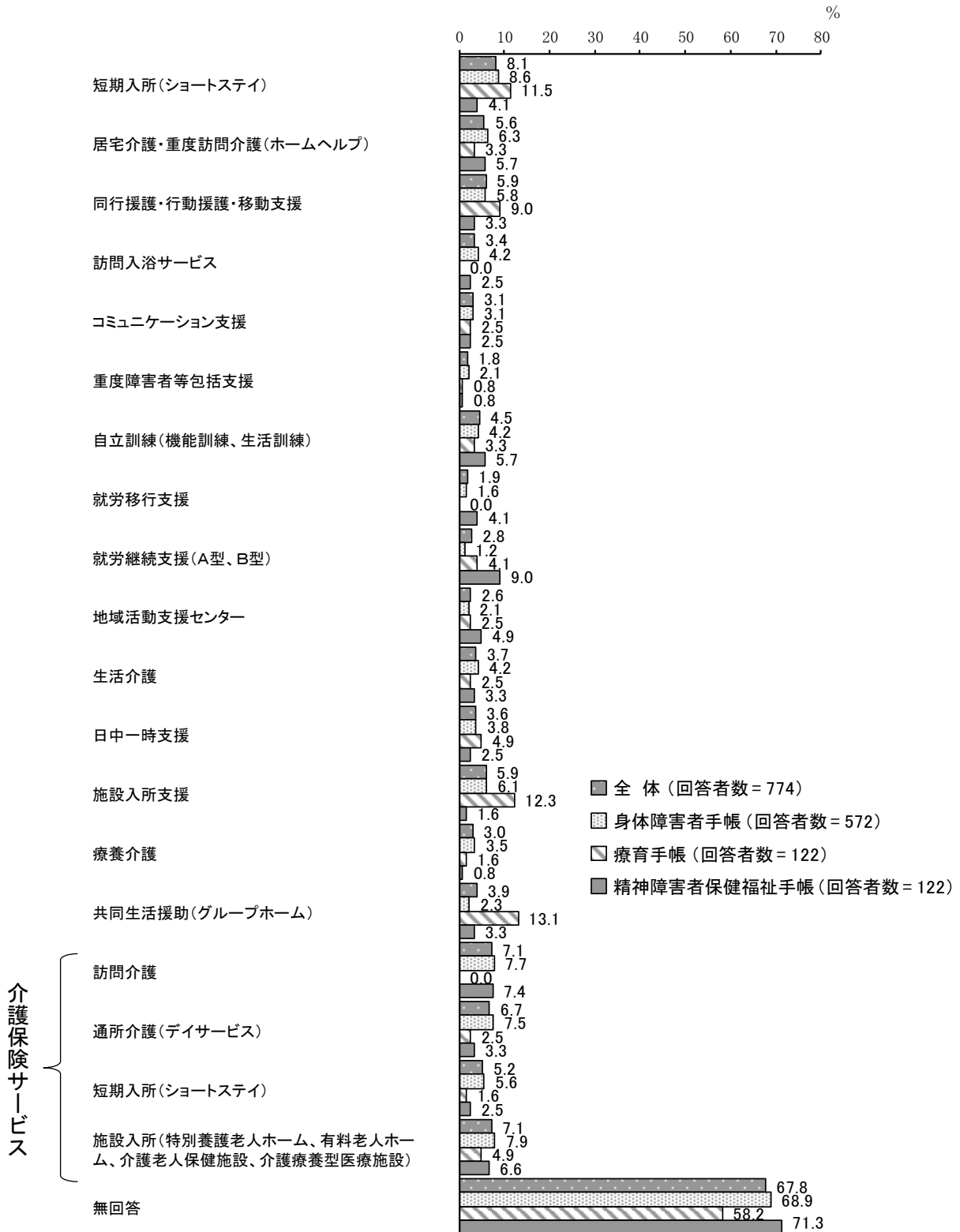
回答者数 = 56



② 今後の福祉サービスの利用意向

障がい者全体では、「短期入所（ショートステイ）」の割合が8.1%と最も高くなっています。

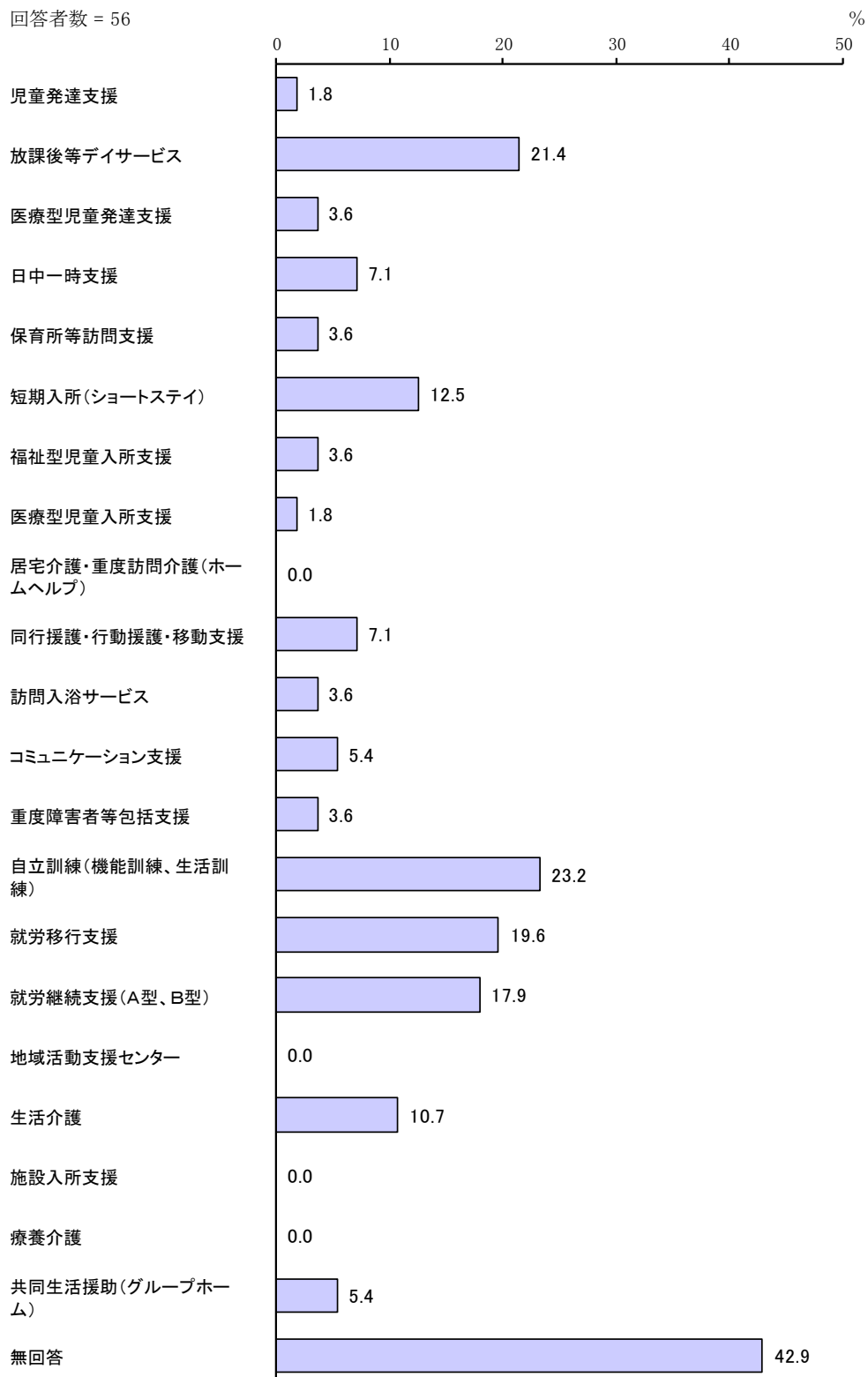
所持手帳別で見ると、療育手帳で「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」「短期入所（ショートステイ）」の割合が高くなっています。



介護保険サービス

障がい児では、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」の割合が23.2%と最も高く、次いで「放課後等デイサービス」の割合が21.4%、「就労移行支援」の割合が19.6%となっています。

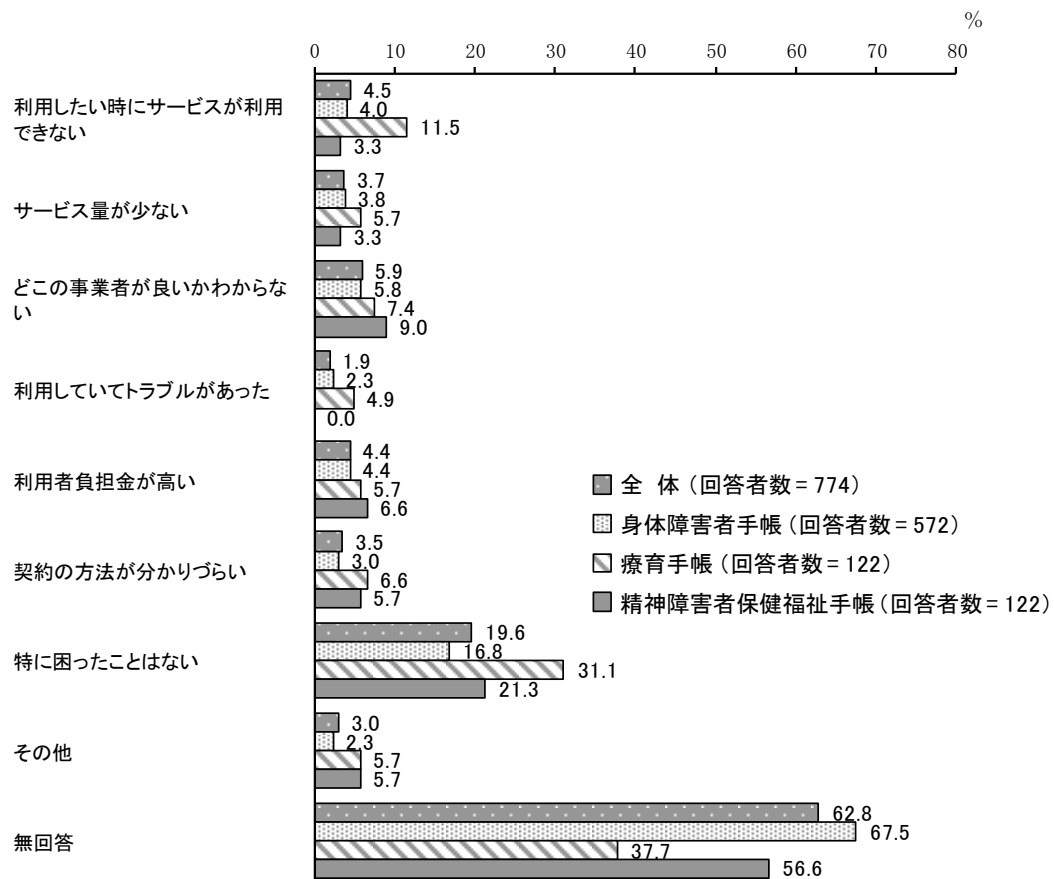
回答者数 = 56



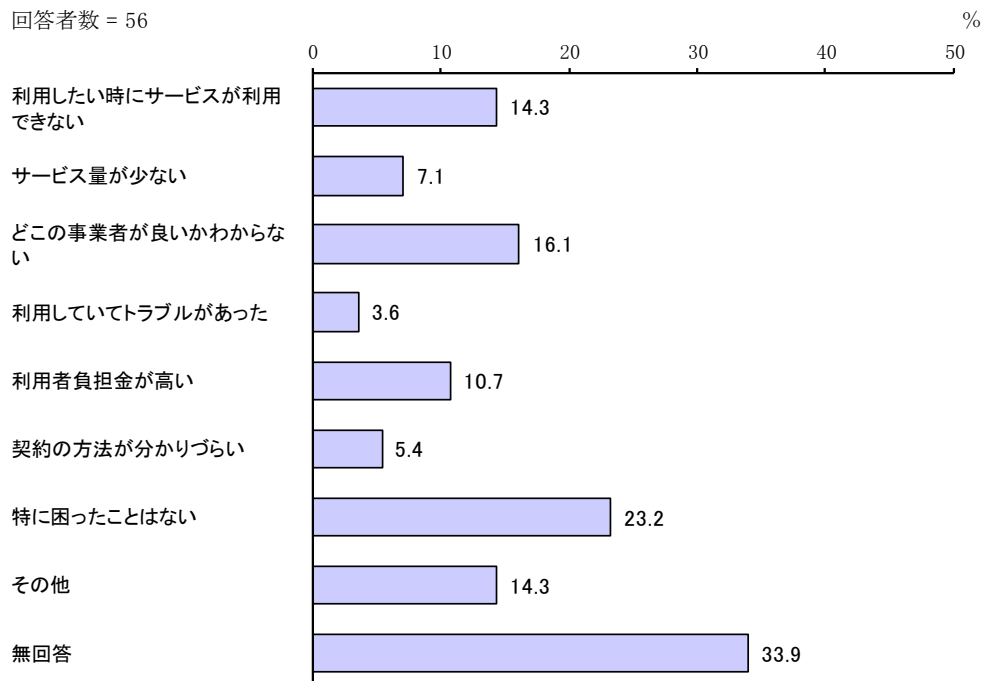
③ 利用している障がい福祉サービスの充実、改善意向

障がい者全体では、「特に困ったことはない」の割合が19.6%と最も高くなっています。

所持手帳別で見ると、療育手帳では「利用したい時にサービスが利用できない」が11.5%、精神障害者保健福祉手帳では「どこの事業者が良いかわからない」が9.0%となっています。



障がい児では、「特に困ったことはない」の割合が23.2%と最も高く、次いで「どこの事業者が良いかわからない」の割合が16.1%、「利用したい時にサービスが利用できない」の割合が14.3%となっています。



|| 2 パブリックコメント（概要）

栃木市障がい福祉計画（第6期計画）及び障がい児福祉計画（第2期計画）（案）に関するパブリックコメントについて

①目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条1項に規定する『市町村障害福祉計画』及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する『市町村障害児福祉計画』を策定するにあたり、広く市民から意見などを募集し、計画に反映させる。

②公表期間及び意見などの提出期間

- ・令和3年1月20日（水）～令和3年2月19日（金）
- ・土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

③意見などを提出できる方の条件

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に所在する事務所又は事業所に勤務する方
- ・市内に所在する学校に在学する方
- ・市税の納税義務者
- ・その他本件に利害関係のある方

④資料の閲覧・配布場所

- ・市ホームページ
- ・本庁 保健福祉部 障がい福祉課
大宮、皆川、吹上、寺尾、国府公民館
大平総合支所 大平市民生活課
藤岡総合支所 藤岡市民生活課
都賀総合支所 都賀市民生活課
西方総合支所 西方市民生活課
岩舟総合支所 岩舟市民生活課
- ・市政情報センター

⑤意見の提出方法・提出先

- ・提出期限：令和3年2月19日（金）午後5時15分 必着
 - ・提出方法：郵送、FAX、電子メール・直接提出
- *直接提出の場合は、本庁保健福祉部障がい福祉課及び各総合支所市民生活課窓口

3 栃木市社会福祉施策推進委員会 開催状況

年月日	内 容
令和2年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木市障がい福祉プランの進捗状況について ・第7期栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について ・第2期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について ・栃木市成年後見制度利用促進計画の策定について ・栃木市再犯防止推進計画の策定について
令和2年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木市子どもの貧困対策推進計画の進捗状況について ・栃木市障がい福祉計画（第6期計画）及び障がい児福祉計画（第2期計画）（案）について ・第8期栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について ・栃木市再犯防止推進計画（案）について
令和2年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木市障がい福祉計画（第6期計画）及び障がい児福祉計画（第2期計画）（案）について ・第8期栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について

4 障がい者福祉専門部会 開催状況

年月日	内 容
令和2年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木市障がい福祉計画（第6期計画）及び障がい児福祉計画（第2期計画）（案）について

5 栃木市社会福祉施策推進委員会規則

平成22年3月29日

規則第96号

改正 平成22年8月20日規則第215号

平成23年7月20日規則第23号

平成28年3月28日規則第23号

平成29年3月23日規則第7号

(設置)

第1条 本市における社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、栃木市社会福祉施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、検討し、又は協議するものとする。

- (1) 社会福祉施策に係る基本方針に関すること。
- (2) 社会福祉施策の総合的推進に関すること。
- (3) 社会福祉施策に係る調査研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項。

(平成29規則7・一部改正)

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉関係団体の関係者
- (4) 医療、福祉、保健及び教育関係の関係者
- (5) 公募による委員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平成23規則23・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門的な事項について調査研究及び検討するため、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 高齢者福祉専門部会
- (2) 児童福祉専門部会
- (3) 障がい者福祉専門部会
- (4) 就労支援専門部会
- (5) 権利擁護専門部会

2 委員は、いずれかの専門部会に所属するものとする。

3 専門部会に、部会長及び副部会長各1名を置き、部会委員の互選により定める。

4 専門部会に、特別の事項を調査研究及び検討させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 特別委員は、特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

6 特別委員は、特別な事項の調査研究及び検討が終了したとき又は市長が特別な事情があると認めるときは、解任されるものとする。

(平22規則215・平23規則23・平29規則7・一部改正)

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、第3条各号に掲げる職を失ったとき又は辞したときは、任期中においても委員の職を失う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(平23規則23・平28規則23・一部改正)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年3月29日から施行する。

附 則 (平成22年規則第215号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年規則第23号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

6 栃木市社会福祉施策推進委員会 委員名簿

任期：H30.11.26～R2.11.25（敬称略・順不同）

	区 分	団 体 名	委 員	備 考
1	市議会議員	栃木市議会	古沢 ちい子	
2	学識経験を有する者	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部	井木澤 節子	
3		とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会	大友 崇義	
4	社会福祉関係団体の関係者	栃木市身体障害者福祉会連合会	田名網 弘	
5		栃木市障害者施設協議会	落合 恭子	～R2.6.7
			小林 勝夫	R2.6.8～
6		栃木市ひとり親家庭福祉会	青木 世津子	
7		とちぎ蔵の街シニアクラブ連合会	細川 正江	
8		栃木市特別養護老人ホーム・養護老人ホーム連絡協議会	佐々木 剛	
9		栃木市民生委員児童委員協議会連合会	羽山 直克	
10		栃木市手をつなぐ育成会	松本 厚子	
11		栃木市民間保育園連絡協議会	堀 昌浩	
12		栃木市聴覚障害者協会	片柳 富枝	
13	医療、福祉、保健及び教育関係機関の関係者	下都賀郡市医師会	栗田口 淳子	
14		栃木県県南児童相談所	湯澤 典子	～H31.3.31
			佐山 恵子	H31.4.1～
15		栃木市幼稚園連合会	関口 立美	
16		栃木市校長会	森 加奈夫	
17	栃木市社会福祉協議会	赤羽根 則男		
18	公募による委員	公募委員	櫻岡 英之	
19		公募委員	坂田 英樹	
20	市長が必要と認める者	栃木市自治会連合会	大橋 正美	
21		栃木商工会議所	島田 暁彦	

任期：R2. 11. 26～R4. 11. 25（敬称略・順不同）

	区 分	団 体 名	委 員	備 考
1	市議会議員	栃木市議会	古沢 ちい子	
2	学識経験を有する者	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部	井木澤 節子	
3		とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会	大友 崇義	
4	社会福祉関係団体の関係者	栃木市身体障害者福祉会連合会	坂本 邦雄	
5		栃木市障害者施設協議会	小林 勝夫	
6		栃木市ひとり親家庭福祉会	青木 世津子	
7		とちぎ蔵の街シニアクラブ連合会	細川 正江	
8		栃木市特別養護老人ホーム・養護老人ホーム連絡協議会	佐々木 剛	
9		栃木市民生委員児童委員協議会連合会	羽山 直克	
10		栃木市手をつなぐ育成会	松本 厚子	
11		栃木市民間保育園連絡協議会	堀 昌浩	
12		栃木市聴覚障害者協会	片柳 富枝	
13		医療、福祉、保健及び教育関係機関の関係者	下都賀郡市医師会	粟田口 淳子
14	栃木県南児童相談所		佐山 恵子	
15	栃木市幼稚園連合会		関口 立美	
16	栃木市校長会		佐藤 雪江	
17	栃木市社会福祉協議会		赤羽根 則男	
18	公募による委員	公募委員	尾崎 由美子	
19		公募委員	福田 智	
20	市長が必要と認める者	栃木市自治会連合会	大橋 正美	
21		栃木商工会議所	島田 暁彦	

7 障がい者福祉専門部会 委員名簿

任期：H30.11.26～R2.11.25（敬称略・順不同）

	区 分	団 体 名	委 員	備 考
1	学識経験を有する者	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部	井木澤 節子	
2		とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会	大友 崇義	
3	社会福祉関係団体の関係者	栃木市身体障害者福祉会連合会	田名網 弘	
4		栃木市障害者施設協議会	落合 恭子	～R2.6.7
			小林 勝夫	R2.6.8～
5		栃木市特別養護老人ホーム・養護老人ホーム連絡協議会	佐々木 剛	
6		栃木市手をつなぐ育成会	松本 厚子	
7		栃木市聴覚障害者協会	片柳 富枝	
8		医療、福祉、保健及び教育関係機関の関係者	栃木県県南児童相談所	湯澤 典子
	佐山 恵子			H31.4.1～
9	栃木市幼稚園連合会	関口 立美		
10		栃木市校長会	森 加奈夫	
11		栃木市社会福祉協議会	赤羽根 則男	
12	公募による委員	公募委員	坂田 英樹	
13	市長が必要と認める者	栃木商工会議所	島田 暁彦	

任期：R2.11.26～R4.11.25（敬称略・順不同）

	区 分	団 体 名	委 員	備 考
1	学識経験を 有する者	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部	井木澤 節子	
2		とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会	大友 崇義	
3	社会福祉 関係団体 の関係者	栃木市身体障害者福祉会連合会	坂本 邦雄	
4		栃木市障害者施設協議会	小林 勝夫	
5		栃木市特別養護老人ホーム・養護老人ホーム連絡協議会	佐々木 剛	
6		栃木市手をつなぐ育成会	松本 厚子	
7		栃木市聴覚障害者協会	片柳 富枝	
8	医療、福祉、 保健及び教 育関係機関 の関係者	栃木県県南児童相談所	佐山 恵子	
9		栃木市幼稚園連合会	関口 立美	
10		栃木市校長会	佐藤 雪江	
11		栃木市社会福祉協議会	赤羽根 則男	
12	公募による 委員	公募委員	尾崎 由美子	
			福田 智	
13	市長が必要 と認める者	栃木商工会議所	島田 暁彦	